

臨時航行許可証

指定記号	
臨時航行実施者	
期間	
航路	
航行上の条件	
自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）第 88 条の 2 の 7 第 2 項の規定により交付する。 年 月 日 防衛大臣	